

首長と国会議員の兼職について

～地域の実情を踏まえ、確実に地方の声を国政に反映させるための一つの方策～

【市長会議 参考資料】

平成24年11月5日

提案の背景 ～地方分権改革の現状～

◎地域主権(地方分権)改革

⇒ 一定の進展はみられるが、行き詰まり感がある。

- ◇国と地方間の役割分担の見直し
- ◇国と地方の税財源配分の見直し

⇒ 取組が進んでいない。

- ◇義務付け・枠付けの見直し
- ◇基礎自治体への権限移譲

⇒ 十分なものとは言えない。

- ◇国の出先機関改革

⇒ 人員・財源を含めた全体の工程が示されず、個別の取組も進んでいない。

- ◇地方自治に影響を及ぼす国の政策の立案過程において、多様な地方の意見が十分に聴取され、国政に確実に反映されている状況とは言えない。

⇒ 地方の求める法改正が行われない！！

提案内容

- 1. 地方自治体の首長が、在職中に国会議員の候補者となる
ことができるよう、公職選挙法を改正すること**
- 2. 地方の声を国政に反映する仕組みの一つとして、地方自治
体の首長と国会議員の兼職が可能な仕組みについて検討
を進めること**

提案理由

◆地方自治体が、地域の課題を迅速・的確に解決し、また、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを自主的・自立的に行うためには・・・

**真の分権型社会にふさわしい
制度等の構築が必要！！**

- ①国・地方間の役割分担を明確化
- ②地方へ大幅な権限移譲
- ③新たな役割分担に応じた税の配分 etc



早期かつ円滑な制度構築のために

地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案及び立法の過程において、
「地方の声を確実に反映させることができる仕組みづくり」が不可欠!!

⇒具体的な方策としては

- ①「国と地方の協議の場」が法制化されたが、今後、常設の地方側議員として指定都市等の代表を加えるなど更なる充実を図り、的確に運営を行っていく
- ② 環境等が異なる全国の様々な地域で、国民に身近な場で責任を持って自治体を運営している**地方自治体の現職の知事及び市町村長が、自ら国会議員として議決権等を持つこと**には大きな意義があり、二院制における参議院のあり方を含め国会制度改革も視野に入れつつ検討する

法律改正について

地方自治法 【首長と国会議員との兼職禁止】

第141条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

→ **廃止する。**

国会法 【国会議員と公務員との兼職禁止】

第39条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。

→ **地方の首長の兼職は、別に法律を定める。**

公職選挙法 【公務員の立候補制限】

第89条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員は、この限りでない。

(1) 内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

(2)～(5) (略)

→ **第1項第1号に「地方公共団体の長」を追加する。**

課題及びその対応①

※首長と国会議員を兼職する場合の課題①

- 首長の職責を十分に果たすことができるのか。

<課題への対応方法>

- 地方自治法第153条の代理制度・委任等を活用することにより、副市長等が代理で職務を行うことが可能であり、首長の不在時でもその職責を果たすことができる。

※地方自治法

第百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

⇒首長として、適切な対応が可能であり、職責を十分に果たせる

課題及びその対応②

※首長と国会議員を兼職する場合の課題②

- 国会や委員会での審議など国会議員の職責を十分に果たすことができるのか。

＜課題への対応方法＞

- 委員会の審議においては、秘書等による代理での意見表明を可能とする特例をつくることなどにより、不定期的な審議日程の委員会でも対応が可能
- 国会や委員会の審議において、秘書やインターネット中継等の活用により、随時議論の把握が可能

⇒**国会議員として、適切な対応が可能であり、職責を十分に果たせる**

参考資料1 外国の事例

◆ 重複立候補【アメリカ合衆国大統領と州知事、上院・下院議員】

- アメリカでは、州知事、議員が職を辞することなく大統領選への立候補が可能
- 州によっては、立候補にあたり議員の辞職が必要な場合も(アリゾナ州など5州)

◆ 兼職【フランスの国民議会】～地方の首長・議員と兼職している国会議員は80%超～

- フランスの国民議会においては、市町村長が議員を兼職している人数は、286名にのぼり、全体の49.6%を占めている。

国会議員の兼職の状況（2005年7月現在） 出典：山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権ジロンドンの復権』

国民議会議員	定数577名	割合(%)
州議会議員(うち議長)	71名(6名)	12.3%(1.0%)
県議会議員(うち議長)	139名(14名)	24.1%(2.4%)
市町村議会議員(うち市町村長)	379名(286名)	65.7%(49.6%)
兼職していない議員数	90名	15.6%

* 市町村議会議員とその他の公職（州議会議員等）を兼職している国会議員がいるため、割合の合計が100%を超えている。

◆ 兼職【ドイツの連邦参議院】～州の行政府のメンバーが国の立法府のメンバーに～

- ドイツの連邦参議院(総議席数69)は、各州の州政府構成員(首相・大臣等)により組織される。議員職は、議員として個人を特定せず、各州の有する「議席」(人口に応じて3～6議席)に、その州の構成員が座る。
- 連邦参議院の本会議は、通常、3週間おきに金曜日に開催される。
- 委員会には、自らの省庁の専門知識を有する職員を代理出席させることが可能。

参考資料2 参議院改革の議論

①参議院の将来像を考える有識者懇談会*1 「参議院の将来像に関する意見書」 【抜粋・要約】

- II 改革の原則的な考え方(P1～P2)
 - (1) 「良識の府」としての機能を活性化させる。
 - (2) 「再考の府」としての機能を明確化する。
 - (3) 政党よりも個人の活動を中心とした意思形成を重視する。
 - (4) 現行法の枠組みにとらわれることなく、参議院の在るべき姿を追求する。
 - III 改革の基本的方向(P3～P6)
 - 1 衆参両院の機能分担
 - 2 参議院の自主性及び独自性の確保
 - 3 議員個人中心の活動の促進
 - 4 審議及び運営の改革
 - 5 選挙制度の改革
 - (1) 現行の比例代表制を含め、選挙制度の在り方を抜本的に見直す。
 - (2) 多様な個人を選出するための選挙制度を実現する。
 - (3) 将来の課題として、参議院の代表制の性格を見直す。
- ※今後、地方分権が推進されることを前提とすれば、参議院を「全国民の代表」ではなく、一定の地域と関連し、これを単位とする地域代表的な性格のものにしてはどうか。

*1: 当時の斎藤参議院議長の私的諮問機関。平成11年4月に7人の有識者を委員として設置され、平成12年4月26日に意見書を提出。

②衆議院憲法調査会*2 「衆議院憲法調査会報告書」 【抜粋】

- 2 二院制を前提とした改革論(P381～P382)
 - (2) 二院制と各議院の議員の選出方法
 - 二院制と各議院の議員の選出方法については、二院制である以上、異なる形での代表機能が期待されるとして、現行の各議院の議員の選挙制度の類似性が批判され、各議院の議員の選出方法について、次のような意見が述べられた。
 - a 衆議院は民意の集約のために小選挙区のみ選挙制度とし、参議院は民意の反映のために比例代表のみ又は都道府県や道州を単位とする大選挙区のみ選挙制度とすべきである。
 - b 参議院を地域代表とすべきであり、地方自治体の首長等が参議院議員を兼職するという仕組みを検討すべきである。これに対して、国会議員が「全国民を代表する」と規定する43条1項の精神を生かす必要があるとする意見もあった。
 - c 将来の道州制の導入を前提に、参議院を道州代表とすべきである。
 - d 衆議院は中選挙区制、参議院は個人を選ぶ大選挙区制とすべきである。
 - e 参議院議員の選挙区は全国区のみとすべきである。
 - f 参議院に推薦制や職能代表制を導入することを検討すべきである。

*2: 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行う機関。国会法に基づき、第147回国会の平成12年1月から設置され、平成17年4月15日に報告書を提出。